

豊岡河川国道事務所地震災害対策部運営計画

第1条 (目的)

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、豊岡河川国道事務所の所掌に係る一般国道に地震災害が発生、若しくは地震により津波等の恐れがある場合に、とるべき措置、及び組織を整備し防災行政の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 (地震災害対策部の設置)

前条の目的を達成するため豊岡河川国道事務所に豊岡河川国道事務所地震災害対策部（以下「対策部」という。）を置く。

第3条 (組織及び業務分担)

1. 対策部の組織は、別表一1のとおりとし、各班、各係の業務分担は別表一2のとおりとする。
2. 対策部長は、事務所長。対策副部長は、副所長又は事務所長の指名する職員とし、対策副部長は部長を補佐すると共に報道機関との対応にあたるものとする。
3. 対策部長の指示する業務を行うため、対策部付の人員を配置する。

第4条 (警戒体制等の発令)

1. 対策部長は、地震情報等の適用区分に基づき、警戒体制等の発令及び解除を指令しなければならない。
2. 警戒体制等の発令基準は次のとおりとする。

体制区分	発令基準
注意体制	1) 管内に震度4の地震が発生した場合。 2) 対策部長が必要と判断した場合。 3) 道路対策本部長が指示した場合。
警戒体制	1) 管内に震度5弱又は5強の地震が発生した場合。 2) 対策部長が必要と判断した場合。 3) 道路対策本部長が指示した場合。
非常体制	1) 管内に震度6弱以上の地震が発生した場合。 2) 地震による重大な災害が発生した場合。 3) 対策部長が必要と判断した場合。 4) 道路対策本部長が指示した場合。

※管内の地方公共団体等が管理する施設において、被害が発生もしくは発生の恐れがある場合に対策部長が判断し、体制を発令することができる。

※管内は、兵庫県北部のうち、豊岡市、養父市、朝来市、美方郡香美町、美方郡新温泉町、兵庫県南東部のうち、丹波市。

豊岡河川国道事務所風水害対策部運営計画

第1条 (目的)

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、豊岡河川国道事務所の所掌に係る一般国道に風水害が発生、若しくは恐れがある場合にとるべき措置、及び組織を整備し、防災行政の円滑なる運営を図る事を目的とする。

第2条 (風水害対策部の設置)

前条の目的を達成するため豊岡河川国道事務所に豊岡河川国道事務所風水害対策部（以下「対策部」という。）を置く。

第3条 (組織及び業務分担)

- 対策部の組織は、別表－1のとおりとし、各班、各掛の業務分担は別表－2のとおりとする。
- 対策部長は、事務所長。対策副部長は、副所長又は事務所長の指名する職員とし、対策副部長は、対策部長を補佐すると共に報道機関との対応にあたるものとする。
- 対策部長の指示する業務を行うため、対策部付の人員を配置する。

第4条 (警戒体制等の発令)

- 対策部長は、気象情報等の適用区分に基づき警戒体制等の発令及び解除を指令しなければならない。
- 気象情報等の適用区分及び体制対象雨量は次のとおりである。

路線名	区域	雨量観測所名	注意体制 (強化) 雨量	警戒 体制 雨量	非常体制 雨量 (通行止)	備考
9号	異常気象時事前通行規制区間 (兵庫県養父市関宮～兵庫県 美方郡香美町村岡区福岡 L = 5.7km) キロ標 140.4KP～146.1KP	福岡、八木谷の 気象観測装置	120	150	200	注1 連続雨量
	その他の区間 (兵庫県朝来市山東町金浦～ 鳥取県岩美郡岩美町蒲生) ※異常気象時事前通行規制 区間を除く	蒲生、春来、入江、 上野、和田山の 各気象観測装置	150	250	—	注1
483号	兵庫県朝来市和田山町加都 (和田山JCT・IC) ～ 兵庫県丹波市春日町野村 (春日IC)	和田山JCT、山東IC 、和田TN、栗住野 橋、氷上橋、春日ICの 各気象観測装置				連続雨量
	兵庫県豊岡市上佐野 (但馬空港IC) ～ 兵庫県朝来市和田山町加都 (和田山JCT・IC)	山本高架橋、青山川橋、 大倉部一石和TN間の 各気象観測装置	120 50	150 70	200 110 40mm/h	注1 連続雨量 注2 組合せ雨量

注1) 雨量は連続雨量とし、連続雨量の判断は、降雨状況、気象状況等を総合的に判断して行うが、原則として降雨3時間未満の中斷は、連続雨量として取り扱う。但し、1時間降雨量2mm以下が連続3時間続いた場合、連続雨量を0とみなす。

注2) 時間40mm以上の激しい降雨が予想され、対策部長が必要と判断した場合は、組合せ雨量の規制値として取り扱う。規制の解除については、パトロールを実施し、危険が無いことを確認した後、対策部長が判断を行う。

3. 483号の体制については、遠阪トンネル有料道路（播但連絡道路管理事務所内）と取り合うこと。

4. 気象台情報適用区域一覧表

号 線	区 域	気象台名称
9・483	全区域	神戸地方気象台

5. 警戒体制等の区分及び発令基準は次のとおりとする。

体制区分	発令基準
注意体制	1)雨に関する注意報若しくは警報（以下「注意報等」という。）が発令され、対策部長が必要と認めたとき。 2)注意報等の発表下で、連続雨量が別に定める注意体制（強化）体制雨量に達した場合。 3)注意報等の発表下で、組み合わせ雨量の連続雨量が注意（強化）体制雨量に達し、また、時間40mm以上の雨量が予想され、対策部長が必要と判断した場合。 4)道路対策本部長が指示した場合。 5)対策部長が必要と判断した場合。
警戒体制	1)注意報等の発表下で、連続雨量が別に定める警戒体制雨量に達した場合。 2)注意報等の発表下で、組み合わせ雨量の連続雨量が警戒体制対象雨量に達し、また、時間40mm以上の雨量が予想され、対策部長が必要と判断した場合。 3)道路災害により、通行規制を行う必要がある場合。 4)道路対策本部長が指示した場合。 5)対策部長が必要と判断した場合。
非常体制	1)注意報等の発表下で、連続雨量が別に定める非常体制雨量に達した場合。 2)注意報等の発表下で、組み合わせ雨量の非常体制雨量に達し、対策部長が必要と判断した場合。 3)重大な被害が発生し、交通が途絶した場合。 4)通行止が発生した時又は緊急事態が予測される場合。 5)道路対策本部長が指示した場合。 6)対策部長が必要と判断した場合。

※ 管内の河川渡河部等の道路が通行不能となる場合及び、管内の地方公共団体等が管理する施設において被害が発生もしくは発生の恐れがある場合、対策部長が判断し、体制発令することが出来る。

豊岡河川国道事務所道路災害対策部運営計画

第1条 (目的)

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、豊岡河川国道事務所の所掌に係る一般国道に災害（地震災害、風水害、雪害を除く。）が発生した時、若しくは発生の恐れがある時、とるべき措置及び組織を整備し防災行政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第2条 (道路災害対策部の設置)

前条の目的を達成するため、豊岡河川国道事務所に豊岡河川国道事務所道路災害対策部（以下、「対策部」という。）を置く。

第3条 (組織及び業務分担)

- 対策部の組織は、別表－1のとおりとし、各班、各係の業務分担は別表－2のとおりとする。
- 対策部長は、事務所長、対策副部長は、副所長又は事務所長の指名する職員とし、対策副部長は、対策部長を補佐するとともに、報道機関との対応にあたるものとする。
- 対策部長の指示する業務を行うため、対策部付の人員を配置する。

第4条 (警戒体制等の発令)

- 対策部長は、道路災害等の適用区分に基づき警戒体制等の発令及び解除を指令しなければならない
- 警戒体制等の発令基準は、次のとおりとする。

体制区分	発 令 基 準
注意体制	<ol style="list-style-type: none">道路災害による通行規制の恐れがある場合。トンネル換気・非常設備の故障等により、トンネル内通行ができなくなる恐れがある場合。トンネル内の有害物質濃度（CO）が 50ppm 以上に達した場合。対策部長が必要と判断した場合。※1
警戒体制	<ol style="list-style-type: none">道路災害が発生し、通行規制が生じた場合。トンネル換気・非常設備の故障等により、トンネル内通行規制が生じた場合。トンネル内の有害物質濃度（CO）が 100ppm 以上に達し、トンネル内通行規制が生じた場合。※1対策部長が必要と判断した場合。道路対策本部長が指示した場合。
非常体制	<ol style="list-style-type: none">道路災害が発生し、重大な被害が発生した場合。トンネル換気・非常設備の故障等により、トンネル内通行止が生じた場合。トンネル内の有害物質濃度（CO）が 250ppm 以上に達し、トンネル内通行止が生じた場合。※1対策部長が必要と判断した場合。道路対策本部長が指示した場合。

※1 換気設備を有するトンネル（国道9号：南但馬、但馬、春来、蒲生、国道483号：畠、八鹿、三谷）

※2 管内の地方公共団体等が管理する施設において、被害が発生しもしくは発生の恐れがあるが場合、対策部長が判断し、体制を発令することが出来る。